

第3期伊勢市生活排水対策 推進計画（案）

伊勢市

もくじ

第1章 はじめに

1 計画策定の背景.....	1
2 計画策定の目的と位置付け.....	2
3 市の状況.....	2
4 主要な河川の状況等	
(1) 概要.....	3
(2) 環境基準指定類型と達成状況.....	4
(3) 近年の水質.....	5

第2章 生活排水の現状と課題

1 生活排水処理施設の処理主体.....	8
2 生活排水処理施設の整備概況.....	8
3 生活排水の排出状況.....	9
4 汚水処理の状況.....	10
5 生活排水対策における課題への対応	
(1) 生活排水の排出経路から見える課題.....	11
(2) 課題への対応.....	11

第3章 生活排水処理に係る理念、基本方針等

1 理念.....	14
2 目標年次.....	14
3 河川ごとの目標水質等.....	14
4 基本方針.....	14
5 生活排水処理目標.....	15

第4章 生活排水処理基本計画

1 生活排水処理施設の整備と対象区域の設定.....	16
2 生活排水処理施設整備計画の概要.....	17
3 生活排水処理施設の整備区域図.....	18
4 合併処理浄化槽設置の促進.....	19
5 共同汚水処理施設の適正管理.....	20

第5章 し尿・浄化槽汚泥の処理計画

1 現況.....	21
2 し尿・浄化槽汚泥の処理見込み.....	21

第6章 啓発等

1 住民に対する広報・啓発活動.....	22
■用語集.....	23

1 計画策定の背景

伊勢市（以下「本市」という。）を流れる河川は、日本でも有数の水質を誇る清浄な河川と、市街地の生活排水が流れ込む河川があり、社会的にもその保全や浄化対策の必要性が深く認識されている。

特に勢田川については、著しい汚濁の状況により、生活排水対策を推進することが必要な地域として、平成 3 年に水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域に指定されている。また、これまで三重県が公表している「公共用水域及び地下水の水質調査結果」においては、県内で最も「河川の汚れが目立つ水域」となることが度々あった。このような状況の中、本市では生活排水対策推進計画を策定し、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の設置促進、河川の美化活動など、市民、事業者、行政が連携・協力し、さまざまな水環境改善の取組が講じられているところである。

その結果、本市における生活排水を適切に処理できる人口である「汚水衛生処理人口」は令和 5 年度末に総人口の 81.6%となり、近年は水質の改善傾向が見られるとともに、水質目標を達成している。

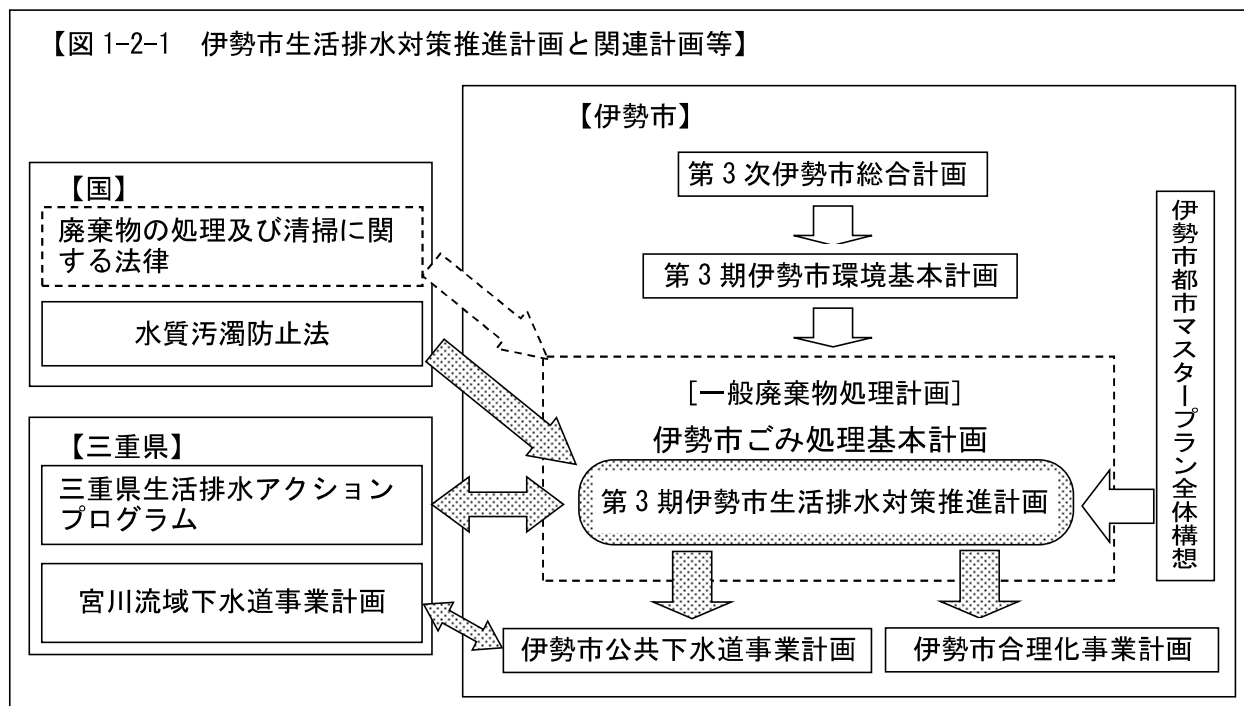
しかしながら、依然として総人口の 18.4%は単独処理浄化槽や汲み取り便槽を使用していることから、家庭からの生活排水による河川等の水質汚濁が見られ、これらの適切な処理を進めることが今後必要となっている。

このような中、現行の第 2 期伊勢市生活排水対策推進計画（以下「第 2 期計画」という。）が目標年次を迎え、引き続き生活排水処理施設を取り巻く諸情勢の変化に的確に対応した施設整備等の取組を進めるため、「きれいな川を次代へ引き継ぐ」理念の下、新たに第 3 期伊勢市生活排水対策推進計画（以下「本計画」という。）を策定することとする。

2 計画策定の目的と位置付け

本計画は、生活排水処理施設の整備、生活排水対策にかかる啓発等について、計画的、総合的に推進することを目的として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条及び水質汚濁防止法第14条の9に基づき策定するものである。

【図 1-2-1 伊勢市生活排水対策推進計画と関連計画等】



3 市の状況

本市は、三重県の中東部に位置し、北は伊勢湾に面し、東は鳥羽市及び志摩市、南は度会郡南伊勢町、西は度会郡度会町及び玉城町ならびに多気郡明和町に接する（伊勢市役所本庁の経緯度：東経136度42分、北緯34度29分）。過去10年間に於ける年間降水量は1,600mm～2,300mm程度、平均気温は15度～17度程度と温和な気候風土である。伊勢志摩国立公園の玄関口に当り、市内面積（208.37 km²）の約4分の1を占める神宮林を始め、豊かな森林、清浄な水、清涼な空気など自然環境に恵まれている。

また、本市は「お伊勢さん」と親しみを込めて呼ばれる神宮のあるまちとして広く知られる。20年ごとに執り行われる神宮式年遷宮、令和元年の改元の際には注目を集め、全国各地から多くの方々が訪れている。

かつては、人や文化の交流が盛んで、産業も大いに活性化した。また、世古と呼ばれる伊勢独自の小路や商家、蔵、切妻・妻入の木造住宅など歴史的まちなみや建造物が数多く残っている。

人口は昭和63年にピーク（合併前市町村の合計138,892人）となり、その後、減少し令和6年3月末時点の人口は119,706人である。また令和17年には104,428人になると予測される。（三重県「流域別下水道整備総合計画」より。）

4 主要な河川の状況等

(1) 概要

市内を流れる主な河川としては、1級河川である宮川、五十鈴川、勢田川、2級河川の外城田川が代表される。

宮川は日出ヶ岳を源に大杉溪谷を経て、諸支川を合わせて伊勢平野に出て、河口付近で大湊川を分派し伊勢湾に達する県下最大の河川で、日本でも有数の水質を誇る。

宮川の支川の五十鈴川は八咫宜山を源に皇大神宮（内宮）を経て河口付近で勢田川及び大湊川と合流して伊勢湾に達し、神宮林から流れる清流として水質は良好に保たれている。

宮川の支川の勢田川は鼓ヶ岳を源に本市の市街地の中心部を南北に貫流して五十鈴川河口に達し、地盤が低く、多くの生活排水が流入する。

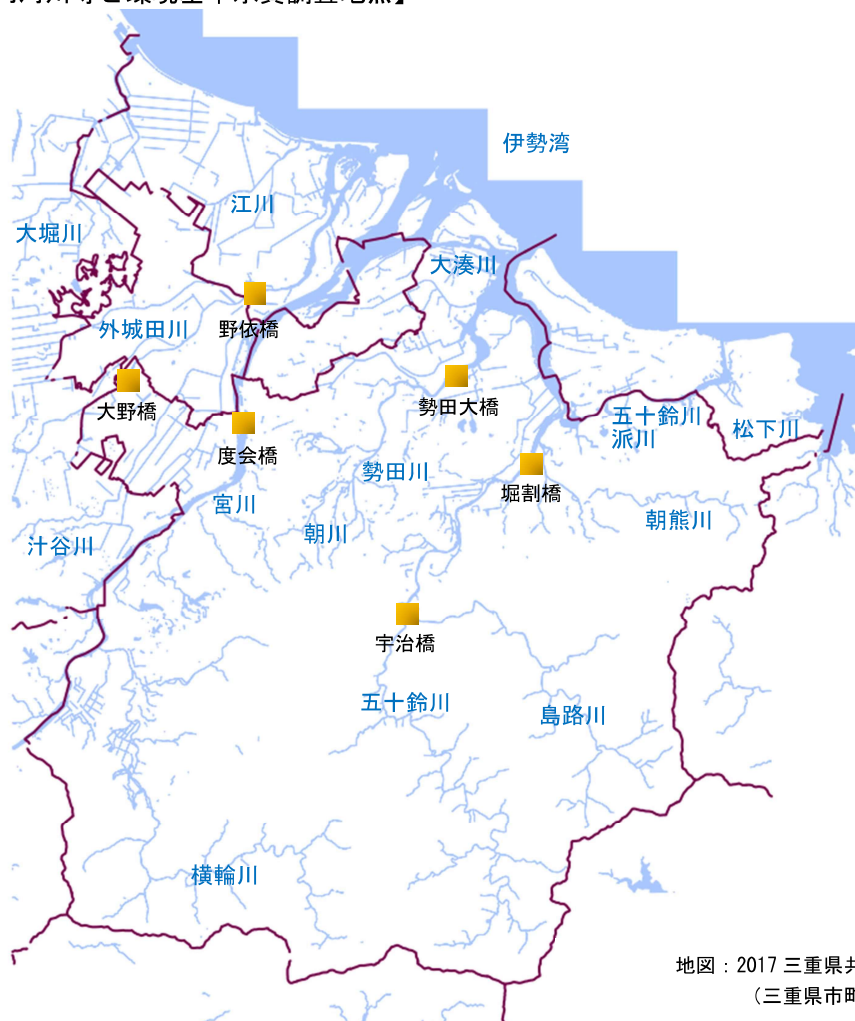
外城田川は多気町から発し宮川に平行して、伊勢湾に注ぐ。

市内の水源地については全て宮川水系である。宮川左岸に3カ所、五十鈴川右岸に1カ所、横輪川左岸に1カ所の計5カ所を有している。

【表 1-4-1 主要河川の面積等】

水域名	河川名	等級	流域面積 (km ²)	流路延長 (km)	利水状況など
1 宮川	1 宮川	1	920.0	90.7	農業用水、内水面漁業権 (宮川漁協)
	2 横輪川	1	35.6	10.6	農業用水
	3 大湊川	1	1.1	1.7	
2 五十鈴川	1 五十鈴川本川	1	68.8	21.5	農業用水
	2 朝熊川	1	13.1	7.6	
	3 五十鈴川派川	1	9.0	4.4	
	4 松下川	1	1.7	1.8	
3 勢田川	1 勢田川本川	1	16.9	6.9	
	2 朝川	1	3.1	4.6	
4 外城田川	1 外城田川	2	51.7	7.7	

【図 1-4-2 市内河川等と環境基準水質調査地点】



（２）環境基準指定類型と達成状況

生活環境の保全に関する河川の環境基準は、水素イオン濃度（以下、「pH」という）、生物化学的酸素要求量（以下、「BOD」という）、浮遊物質等（以下、「SS」という）、溶存酸素量（以下、「DO」という）、大腸菌数（令和３年度まで大腸菌群数）の５項目について基準値が定められ AA～E 類型の６段階に区分されている。市内を流れる河川については、表 1-4-3 のとおり設定されている。

【表 1-4-3 基準地点における環境基準指定類型】

河川名（基準地点）	類型	指定年月日 （見直し年月日）	環境基準達成状況 （令和５年度）
宮川（度会橋）	AA 類型（BOD：1.0mg/L 以下）	S48.3.23 (H10.3.31)	達成
五十鈴川（宇治橋）	AA 類型（BOD：1.0mg/L 以下）	S49.5.10	達成
五十鈴川（堀割橋）	A 類型（BOD：2.0mg/L 以下）	S49.5.10	達成
外城田川（大野橋）	B 類型（BOD：3.0mg/L 以下）	S48.3.23	達成
外城田川（野依橋）	C 類型（BOD：5.0mg/L 以下）	S48.3.23	達成
勢田川（勢田大橋）	C 類型（BOD：5.0mg/L 以下）	S48.3.23	達成

資料 三重県水質汚濁に係る環境基準の水質類型の指定一覧表 ※基準地点は図 1-4-2 を参照

【河川における環境基準】

環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい値として設定する行政上の目標である。環境基本法に基づき基準が定められている。

水質汚濁に係る環境基準はBOD等の生活環境に関する基準に基づき、河川の場合は6つの類型に分けられる。AAが最もきれいで、次いでA、B、C、D、Eの順となる。

【BOD】

水中の汚濁物質を微生物が分解するときに消費される酸素の量で、値が大きいほど汚れていることを示す。

BOD 1mg/L 以下：人為的汚染のない河川

BOD 2mg/L 以下：イワナやヤマメ等の清流に棲む魚が生息

BOD 3mg/L 以下：アユ等の魚が生息

BOD 5mg/L 以下：コイ等の汚染に強い魚が生息

（３）近年の水質

近年の宮川、五十鈴川の水質については環境基準値以内で推移し良好な状態を保っている。勢田川、外城田川については、流域の污水处理施設整備などの取組みが進められており、概ね環境基準値以内で推移している。

勢田川の水質については代表的な汚濁指標である BOD が改善傾向にあり、平成 30 年度からは環境基準値（5.0 mg/L 以下）を下回っている。河川水質は改善傾向にあるものの、流域に総人口の約 35%（令和 6 年 3 月末現在）の人口が生活するため、生活排水などの影響を受けていると考えられることから、引き続き水質の現況を把握していく必要がある。

【表 1-4-4 宮川の水質（度会橋）】

項目(単位)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
pH	7.6	7.3	7.4	7.4	7.3	7.2	7.3
BOD(mg/L)	0.6	<0.5	<0.5	<0.5	1.0	<0.5	<0.5
SS(mg/L)	3.3	2.3	1.1	1.8	1.2	1.0	1.2
DO(mg/L)	10.2	9.6	9.4	10.2	9.8	9.9	9.8
大腸菌群数 MPN/100mL	983	366	162	882	797	—	—
大腸菌数 CFU/100mL	—	—	—	—	—	35	61

資料 水文水質データベース（国土交通省）より作成



宮川（度会橋）



五十鈴川（掘割橋）

【表 1-4-5 五十鈴川の水質（宇治橋）】

項目(単位)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
pH	7.7	7.7	7.7	7.8	7.5	7.7	7.4
BOD (mg/L)	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.6
SS (mg/L)	1.1	1.3	<1.0	1.0	<1.0	1.0	<1.0
DO (mg/L)	10.1	10.2	10.2	10.2	10.4	10.4	11.2
大腸菌群数 MPN/100mL	2,834	3,730	2,788	3,772	7,431	—	—
大腸菌数 CFU/100mL	—	—	—	—	—	110	98

資料 三重県提供データより作成

【表 1-4-6 五十鈴川の水質（堀割橋）】

項目(単位)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
pH	7.5	7.6	7.6	7.7	7.4	7.5	7.4
BOD (mg/L)	0.7	1.0	1.3	1.2	0.9	1.5	1.5
SS (mg/L)	2.8	6.2	2.6	2.8	4.1	2.6	2.0
DO (mg/L)	8.8	9.5	9.1	9.5	8.9	8.8	10.1
大腸菌群数 MPN/100mL	6,803	9,334	7,516	10,023	7,181	—	—
大腸菌数 CFU/100mL	—	—	—	—	—	160	110

資料 三重県提供データより作成

【表 1-4-7 外城田川の水質（大野橋）】

項目(単位)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
pH	7.5	7.5	7.6	7.7	7.3	7.7	7.5
BOD (mg/L)	2.2	2.4	2.9	2.9	1.9	2.5	2.2
SS (mg/L)	7.8	13.2	15.6	5.9	8.2	6.7	3.0
DO (mg/L)	10.0	9.5	9.2	10.0	10.0	10.1	11.4
大腸菌群数 MPN/100mL	34,052	43,875	44,600	48,500	29,130	—	—
大腸菌数 CFU/100mL	—	—	—	—	—	410	210

資料 三重県提供データより作成

【表 1-4-8 外城田川の水質（野依橋）】

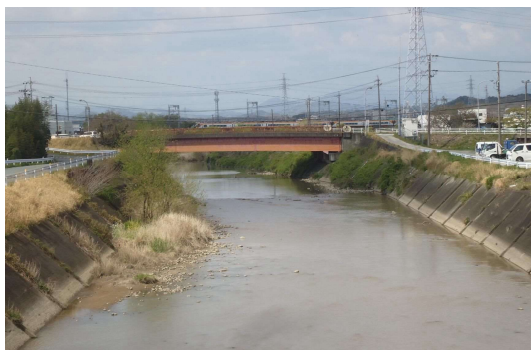
項目(単位)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
pH	7.5	7.5	7.6	7.5	7.3	7.4	7.4
BOD(mg/L)	1.7	2.0	1.8	1.7	1.7	1.9	3.7
SS(mg/L)	9.1	10.8	10.5	10.0	9.5	7.4	5.4
DO(mg/L)	9.8	9.7	9.4	9.8	10.1	9.9	10.8

資料 三重県提供データより作成

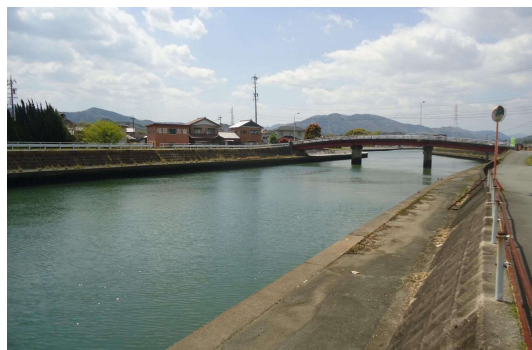
【表 1-4-9 勢田川の水質（勢田大橋）】

項目(単位)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
pH	7.6	7.7	7.7	7.6	7.6	7.5	7.6
BOD(mg/L)	5.4	3.9	4.9	4.6	2.0	1.9	2.7
SS(mg/L)	5.3	6.5	6.0	6.4	6.3	3.6	3.5
DO(mg/L)	8.4	8.4	7.7	8.4	8.2	6.5	7.3

資料 水文水質データベース（国土交通省）より作成



外城田川（野依橋）



勢田川（勢田大橋）

コラム ① 宮川からの導水による勢田川の浄化

宮川は、水質が非常に良好な河川であり、また、勢田川よりも標高が高い位置にあります。このことから、宮川の水を幹線排水路などを通して導水し、中心市街地の生活排水の受け皿となっている勢田川の水質浄化を図っています。



宮川・勢田川の標高差

第2章 生活排水の現状と課題

1 生活排水処理施設の処理主体

本市における生活排水処理施設の処理主体は、表 2-1-1 のとおりである。

生活排水処理施設で処理する排水の種類は生活排水と生活雑排水に区分される。生活排水とは、家庭等から排出されるし尿及びトイレ、台所、風呂、洗濯などの排水のことである。生活雑排水とは生活排水のうちし尿を除いたものである。

【表 2-1-1 生活排水処理施設の処理主体】

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
(1) 公共下水道終末処理場	し尿及び生活雑排水	三重県、伊勢市
(2) 合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
(3) 単独処理浄化槽	し尿	個人等
(4) し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	伊勢広域環境組合

2 生活排水処理施設の整備概況

本市の公共下水道は、平成 4 年に二見町区域から一部供用開始され、その後、平成 10 年に小俣町区域、平成 11 年に旧伊勢市区域、平成 18 年に御園町区域が供用され現在に至る。整備状況としては、三重県の内宮幹線の延伸に併せ、事業計画区域の整備を進めている。

浄化槽については、浄化槽法の改正により平成 13 年から単独処理浄化槽が設置できなくなったが、既設の単独処理浄化槽、汲み取り便槽が現在も相当数存在していることから、合併処理浄化槽への転換を促進するため、個人が設置する浄化槽の設置費用に対する補助制度により推進している。生活排水処理施設整備状況を汚水処理人口として表 2-2-1 に示す。

【表 2-2-1 汚水処理人口の推移】

(単位：人)

区分	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
総人口	127,064	126,060	125,043	123,853	122,580	121,222	119,706
汚水処理人口	94,451	96,758	97,631	98,463	99,780	105,117	104,639
汚水処理人口普及率	74.3%	76.8%	78.1%	79.5%	81.4%	86.7%	87.4%

【汚水処理人口普及率とは】

下水道のほか、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント（地域し尿処理施設）を利用できる人口に合併処理浄化槽を利用している人口を加えた値を、総人口で除したもので、生活排水処理施設の普及状況の指標であり、その算式は次のとおりである。

$$\text{汚水処理人口普及率（\%）} = (\text{下水道処理人口} + \text{農業集落排水等処理人口} + \text{コミュニティ・プラント処理人口} + \text{合併処理浄化槽人口}) \div \text{住民基本台帳人口} \times 100$$

本市における汚水処理人口は、農業集落排水施設、コミュニティ・プラントがないため、公共下水道を利用できる人口及び合併処理浄化槽人口のみで構成される。

(参考：環境省 HP)

3 生活排水の排出状況

本市の生活排水は公共下水道または合併処理浄化槽で処理している。排出状況を汚水衛生処理人口として表 2-3-1 に示す。令和 5 年度末において総人口 119,706 人のうち、97,626 人については、公共下水道または合併処理浄化槽で処理されている。総人口に占める割合である汚水衛生処理人口普及率は 81.6% である。

一方で、単独処理浄化槽が 16,724 人、汲み取り便槽が 5,356 人であり、それらの生活雑排水は未処理のまま河川等に流れ込んでいる。

【表 2-3-1 汚水衛生処理人口等の推移】

(単位：人)

区分	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
総人口	127,064	126,060	125,043	123,853	122,580	121,222	119,706
汚水衛生処理人口	87,851	90,503	91,048	90,970	92,227	97,826	97,626
公共下水道接続 済人口	54,157	55,268	56,366	57,846	59,443	61,134	61,667
合併処理浄化槽 人口	33,694	35,235	34,682	33,124	32,784	36,692	35,959
汚水衛生処理人口普 及率	69.1%	71.8%	72.8%	73.4%	75.2%	80.7%	81.6%
生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽) (汲み取り便槽)	39,213	35,557	33,995	32,883	30,353	23,396	22,080 (16,724) (5,356)

【汚水衛生処理率（汚水衛生処理人口普及率）とは】

下水道のほか、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント（地域し尿処理施設）、合併処理浄化槽等により、汚水が衛生的に処理されている人口の割合を表したもので、その算式は次のとおりである。

$$\text{汚水衛生処理率（\%）} = (\text{現在水洗便所設置済人口} \div \text{住民基本台帳人口}) \times 100$$

現在水洗便所設置済人口とは、水洗便所を設置・使用している人口であり、下水道等の整備済区域であっても下水道等には接続されていない人口、生活雑排水を処理しない単独処理浄化槽を設置している人口は除かれる。

(参考：環境省 HP)

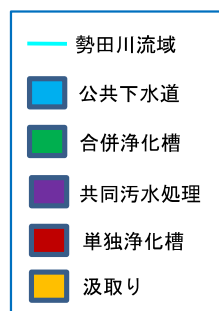
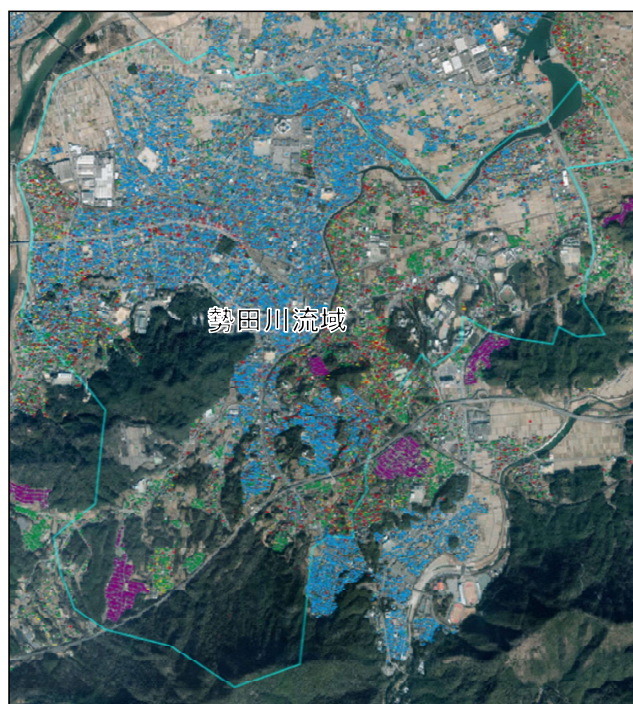
【表 2-3-2 生活排水処理形態別の施設数と汚水衛生処理人口（R5 年度末時点）】

施設名	施設数	汚水衛生処理人口	総人口に占める割合
公共下水道	18,026 口	61,667 人	51.5%
合併処理浄化槽	9,807 基	35,959 人	30.0%
単独処理浄化槽	5,769 基	16,724 人	14.0%
汲み取り便槽	2,472 槽	5,356 人	4.5%
合計	—	119,706 人	100.0%

【生活排水処理形態別の施設数とは】

- 公共下水道…公共下水道本管と居住する建物の排水設備をつなぐ公共汚水ますの数
- 合併処理浄化槽…合併処理浄化槽の設置数及び共同汚水処理施設の本管と建物の排水設備をつなぐ排水管の数
- 単独処理浄化槽…単独処理浄化槽の設置数
- 汲み取り便槽…汲み取り便槽の設置数

【図 2-3-3 勢田川流域における生活排水処理形態別の施設数と汚水衛生処理人口（R5 年度末時点）】



地図：2020 三重県共有デジタル地図
(三重県市町総合事務組合)

施設名	施設数	汚水衛生処理人口	総人口（119,706 人） に占める割合
公共下水道	6,364 口	22,584 人	18.9%
合併処理浄化槽	2,805 基	10,647 人	8.9%
単独処理浄化槽	2,593 基	7,371 人	6.1%
汲み取り便槽	983 槽	2,004 人	1.7%
合計	—	42,606 人	35.6%

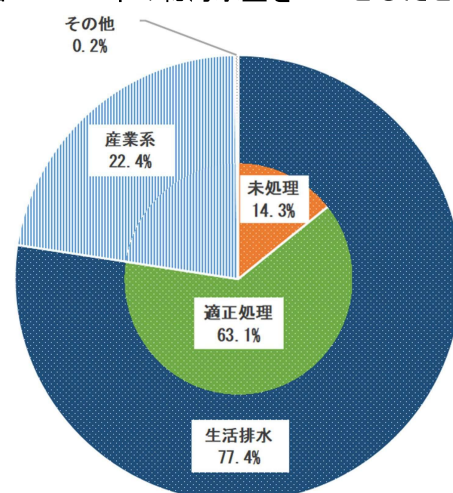
4 汚水処理の状況

市内で排出される汚水の汚濁原因について、産業系、生活系（生活排水）、その他に大別することができる。

市内で排出される総汚水量を 100 とすると、工場・事業所等の産業系排水については全体の 22.4%、家庭等から排出される、し尿及びトイレ、台所、風呂、洗濯などの生活排水が 77.4%を占める。

産業系排水については、水質汚濁防止法の規制により、処理され汚濁負荷が削減される。一方で生活排水は多様な経路で公共用水域に達しており、総汚水量の 14.3%は未処理のまま公共用水域に流れ込んでいる。生活排水処理施設整備が進んだことにより、生活排水による汚濁負荷は改善傾向にある。

図 2-4-1 市の総汚水量を 100 としたとき



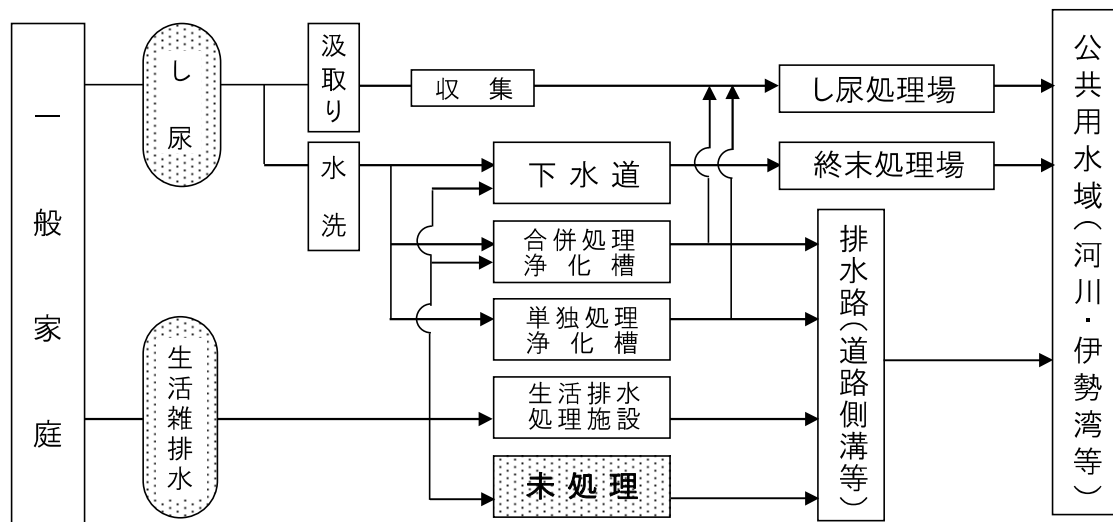
参考資料：中南海域流域別下水道整備総合計画

5 生活排水対策における課題への対応

(1) 生活排水の排出経路から見える課題

家庭等から排出される生活排水は、多様な経路で公共用水域に達する。生活排水の中で、し尿については浄化処理されるが、生活雑排水については未処理のまま流されてしまうことがある。この未処理の生活雑排水をどのように減らすかが、大きな課題となっている。

【図 2-5-1 生活排水の排出経路】

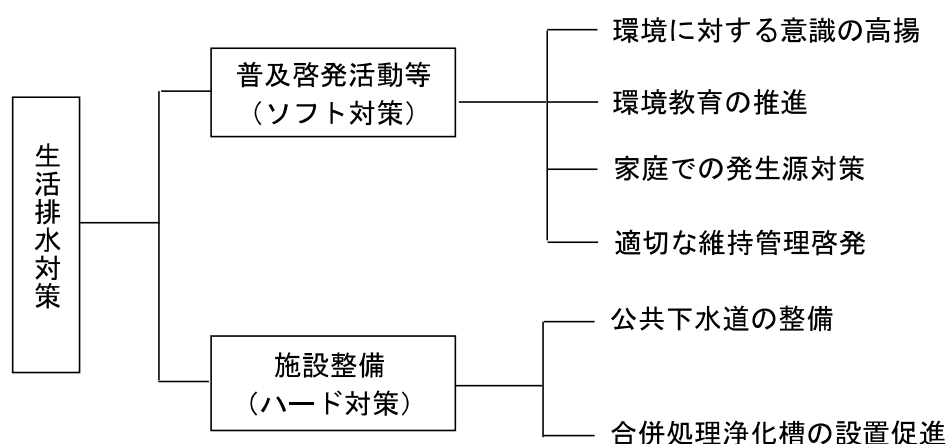


参考：旧環境庁水質保全局 生活雑排水対策推進指導指針

(2) 課題への対応

生活排水対策には啓発普及活動等（ソフト対策）と施設整備（ハード対策）に大別される。それぞれの中で、地域の実情等に応じて適切な方策を組み合わせる必要がある。

【図 2-5-2 生活排水対策の体系】

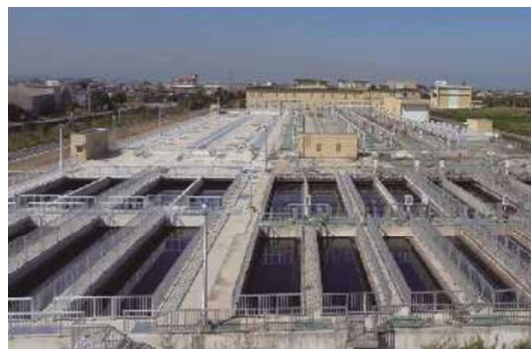


【表 2-5-3 区域ごとの主な具体策】

区域	対策	具体策
公共下水道供用開始区域	(1) 下水道施設の維持管理	・ 施設管理者による下水道施設の適切な維持管理を図る。
	(2) 公共下水道への接続促進	・ 広報いせ、ホームページ等により公共下水道接続の啓発を図る。 ・ 未接続の住宅・事業所への戸別訪問やチラシ配布による公共下水道接続の促進を図る。 ・ 各種支援制度の活用をPRし、公共下水道接続の勧奨を行う。(水洗便所等改造資金融資あっせん制度、水洗便所等改造資金助成制度)
公共下水道計画区域	(1) 公共下水道整備促進	・ 計画的、効率的な下水道整備を行う。
	(2) 合併処理浄化槽の維持管理啓発	・ 浄化槽清掃業者などと連携し、チラシなどを用いて合併処理浄化槽の適正管理を啓発する。
	(3) 家庭における生活排水削減対策(暮らしの工夫)の推進	・ 油汚れを流さないことや洗剤の適正使用など、家庭でできる生活排水削減対策(暮らしの工夫)の啓発などを行う。
公共下水道計画区域外	(1) 合併処理浄化槽の設置促進	・ 合併処理浄化槽の普及に向けて、説明会・啓発の実施、設置に係る補助金の活用により設置を促進する。
	(2) 合併処理浄化槽の維持管理啓発	・ 浄化槽清掃業者などと連携し、チラシなどを用いて合併処理浄化槽の適正管理を啓発する。
	(3) 家庭における生活排水削減対策(暮らしの工夫)の推進	・ 油汚れを流さないことや洗剤の適正使用など、家庭でできる生活排水削減対策(暮らしの工夫)の啓発などを行う。



下水道管を埋める様子



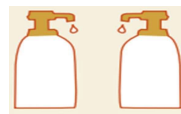
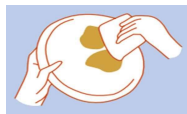
宮川浄化センター(大湊町)

コラム ② 今日から実行できる生活排水対策

私たちが日常生活で使用する水は、台所、浴室、洗濯場などから生活排水として排出されます。「汚れた水をそのまま流さないこと」を暮らしの中で意識し、実行することで大きな効果が期待できます。

■暮らしの中の主な対策

台所	食事や飲み物は必要な分だけ作り、飲み物は飲み切れる分だけ注ぐ。
	食器を洗う前に、油污を拭き取る。
	水切り袋と三角コーナーを利用して、野菜の切りくずなどの細かいごみをキャッチ。
お風呂	シャンプー・リンスは適量を守る。
洗濯	洗剤は計量スプーンでしっかり計る。



■魚が棲める水質にするには浴槽何杯分の水が必要？

流すもの	量	水の量（バスタブ1杯 300L で換算）
使用済み天ぷら油	20mL	20 杯
牛乳	コップ1杯 (200mL)	11 杯
台所用洗剤	1 回分 (4.5mL)	0.67 杯
シャンプー	1 回分 (4.5mL)	0.67 杯



きれいな水が、
たくさん必要に
なるんだね！

出典：環境省

第3章 生活排水処理に係る理念、基本方針等

1 理念

本市を流れる河川は、日本でも有数の水質を誇る清浄な河川と、都市化の進展や生活環境の変化に伴い水質汚濁の影響を受けやすい河川があり、社会的にもその保全や浄化対策の必要性が深く認識されている。きれいな川を次代へ引き継ぐために、水質の改善を図ることにとどまらず、第3期伊勢市環境基本計画の基本目標の一つである「豊かな自然・多様な生物と人が共生する社会の形成」を目指す。

2 目標年次

本計画における目標年次については、計画策定時より10年後の令和17年度とする。

なお、計画の進行管理を行うにあたり、5年後の令和12年度に中間目標を設定し、施策の進捗状況を確認するとともに、必要に応じて追加的な取組を検討することで目標年次に向けて計画の推進を図るものとする。

また、人口減少などの社会情勢に柔軟に対応していく必要があること、汚水処理人口普及率及び汚水衛生処理人口普及率の進展が見込まれることなどから、必要に応じて計画の見直しを行うこととする。

中間目標	令和12年度
目標年次	令和17年度

3 河川ごとの目標水質等

第2期計画の目標値を踏襲し、河川において現在指定されている環境基準類型や近年の水質状況、生活排水処理施設の整備予定を考慮し目標値を設定した。既に目標水質を達成している河川については、引き続き保全に努める。なお、外城田川（大野橋）の目標水質については、上流部のほとんどが市域でないため設定しないこととする。

【表3-3-1 河川ごとの目標水質と現在指定されている環境基準類型】

河川名(基準地点)	目標水質	現在指定されている環境基準類型
宮川(度会橋)	BOD:1.0mg/L以下	AA類型(BOD:1.0mg/L以下)
五十鈴川(宇治橋)	BOD:1.0mg/L以下	AA類型(BOD:1.0mg/L以下)
五十鈴川(堀割橋)	BOD:1.0mg/L以下	A類型(BOD:2.0mg/L以下)
外城田川(野依橋)	BOD:2.0mg/L以下	C類型(BOD:5.0mg/L以下)
勢田川(勢田大橋)	BOD:3.0mg/L以下	C類型(BOD:5.0mg/L以下)

4 基本方針

本市における生活排水対策は、水質汚濁を防止し、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、家庭や事業所等から排出される全ての汚水が、生活排水処理施設で浄化されることを目指す。

生活排水処理施設の整備については、引き続き、汚濁物質の除去が確実で最も効果的な、公共下水道の整備または合併処理浄化槽の設置を進め、将来の人口動態などを踏まえ、地域特性に合った、経済的で効果的な手法を選定する。また、家庭でできる生活排水対策や環境学習などの普及啓発活動に積極的に取り組み、市民一人一人が行動するとともに、行政と一体となって生活排水対策を推進する。

5 生活排水処理目標

本計画期間における目標を次表のとおりとし、各地域の実情に対応した処理方式を採用し目標達成とともに、公共下水道の整備完了を目指す。

■ 生活排水を処理する人口の普及率

【表 3-5-1 生活排水を処理する人口の普及率】

区分	令和 5 年度 (実績)	令和 12 年度 (中間目標)	令和 17 年度 (目標年次)
汚水処理人口普及率 (処理施設整備率)	87.4%	95.4%	98.2%
汚水衛生処理人口普及率 (生活排水処理率)	81.6%	88.5%	93.5%

■ 生活排水を処理する人口の内訳

【表 3-5-2 生活排水を処理する人口の内訳】

(単位：人)

区分	令和 5 年度 (実績)	令和 12 年度 (中間目標)	令和 17 年度 (目標年次)
1 行政区域内人口	119,706	110,846	104,428
2 計画処理区域内人口	119,706	110,846	104,428
3 水洗化・生活雑排水処理人口	97,626	98,099	97,640

■ 生活排水の処理形態別人口の内訳

【表 3-5-3 生活排水の処理形態別人口の内訳】

(単位：人)

区分	令和 5 年度 (実績)	令和 12 年度 (中間目標)	令和 17 年度 (目標年次)
1 計画処理区域内人口	119,706	110,846	104,428
2 水洗化・生活雑排水処理人口	97,626	98,099	97,640
(1) コミュニティ・プラント	0	0	0
(2) 合併処理浄化槽	35,959	32,251	30,254
(3) 公共下水道	61,667	65,848	67,386
(4) 農業集落排水施設	0	0	0
3 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	16,724	9,655	5,141
4 非水洗化人口 (汲み取り便槽等)	5,356	3,092	1,647
5 計画処理区域外人口	0	0	0

1 生活排水処理施設の整備と対象区域の設定

本市が公共下水道、合併処理浄化槽を推進していく地域については、地域特性、周辺環境、水源地の保全等から各集落のコミュニティ単位を最小単位として区域を定め、処理方法については経済的要因、社会的要因、投資効果発現に至る時間的要因、地域環境保全効果などを考慮し選定する。

① 経済的要因

生活排水処理施設に必要な費用は建設費用及び管理費用の合計である。公共下水道は管渠施設の整備、維持管理が必要となるが、人口密集地域においては、個別に処理するより効果的である。

一方、合併処理浄化槽は管渠が不要であることから、家屋数が少ない区域においては、投資効果が高い。それぞれの費用については、「持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル（平成26年1月 環境省、国土交通省、農林水産省）」等の費用関数を基に実績に応じて算出する。

② 社会的要因

アンケート調査等で区域住民の意向を把握し、検討区域ごとの人口の将来予測や将来の土地利用についても考慮し選定する。

③ 投資効果発現に至る時間的要因

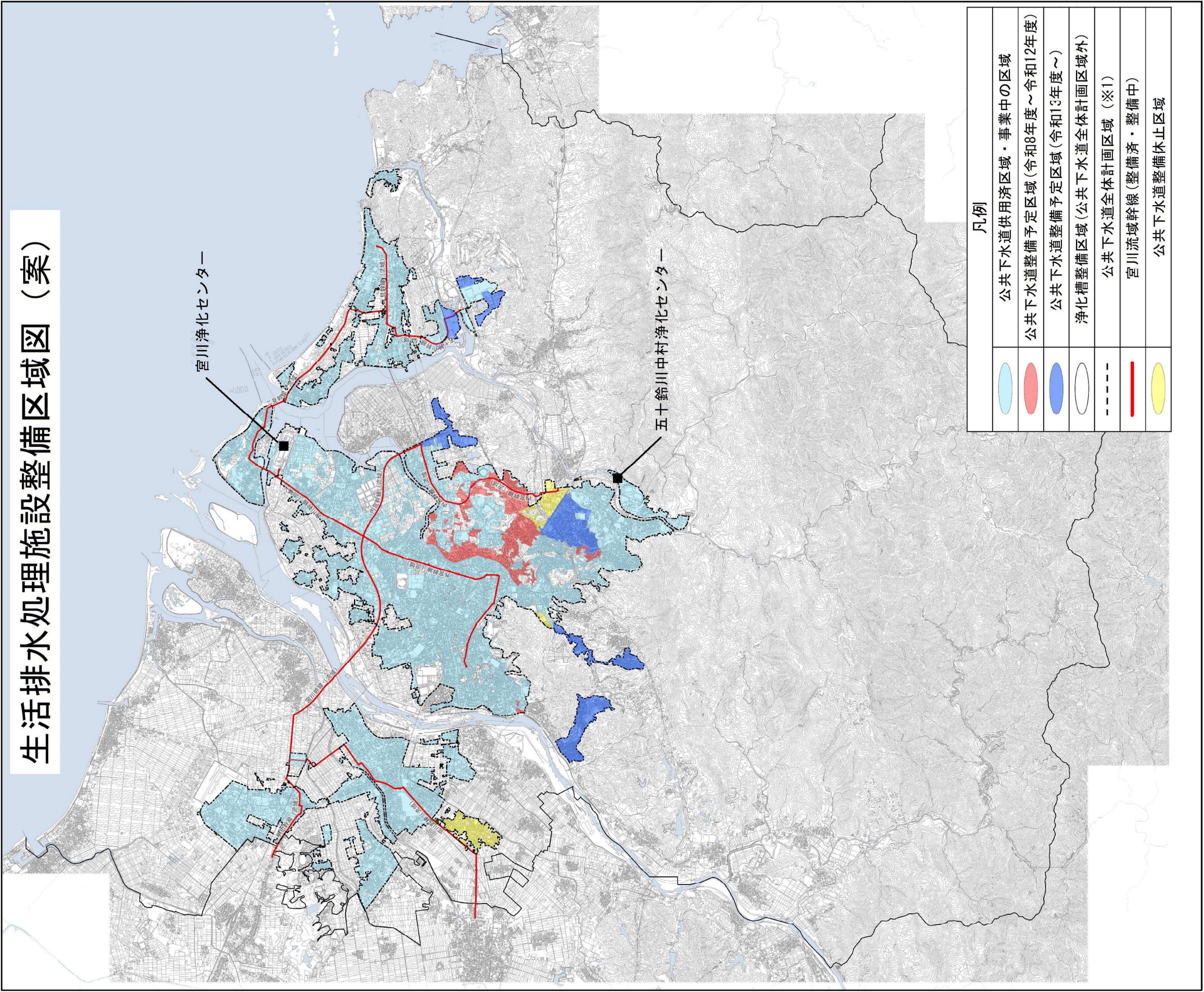
公共下水道は建設に長期間必要となり供用開始までに数年かかる。一方で合併処理浄化槽は、建築物の開始と同時に機能が発揮され、設置に要する期間は数週間程度である。生活排水処理施設の選定においては、生活排水対策の効果がいつの時点で期待できるかについても考慮する。

④ 地域環境保全効果

生活排水処理施設による水質レベルだけでなく、河川等の水量確保等についても考慮する。

2 生活排水処理施設整備計画の概要

施設名	計画処理区域	計画処理人口	整備予定年度	事業費 (整備費)
コミュニティ・プラント	なし	—	—	—
合併処理浄化槽	全域（ただし、公共下水道で整備する区域を除く。）	3,456 人	令和 8～令和 17 年度	262 百万円
公共下水道	内宮第 3 処理分区	540 人	令和 14～令和 16 年度	462 百万円
	内宮第 4 処理分区	1,180 人	令和 8～令和 13 年度	1,992 百万円
	内宮第 5 処理分区	2,030 人	令和 8～令和 13 年度	3,412 百万円
	内宮第 6 処理分区	70 人	令和 9～令和 10 年度	325 百万円
	内宮第 7 処理分区	520 人	令和 8～令和 9 年度	318 百万円
	内宮第 8 処理分区	1,640 人	令和 8～令和 16 年度	2,706 百万円
	外宮第 7 処理分区	2,940 人	令和 8～令和 17 年度	2,479 百万円
	外宮第 12 処理分区	160 人	令和 8～令和 17 年度	1,879 百万円
	相合処理分区	30 人	令和 15 年度	81 百万円
	朝熊山麓処理分区	0 人	令和 13～令和 16 年度	112 百万円
		計 9,110 人		計 13,766 百万円
農業集落排水施設	なし	—	—	—
し尿処理施設	なし	—	—	—



※1…本区域図の公共下水道全体計画区域は、都市計画決定（変更）における伊勢都市計画下水道の排水区域（污水）を示すものです。

4 合併処理浄化槽設置の促進

公共下水道供用済み区域及び大型浄化槽で共同処理をする区域以外の区域において、合併処理浄化槽の設置を促進するため、個人が設置する合併処理浄化槽の設置費用の一部を人槽に応じて補助している。

また、伊勢市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に基づく「公共下水道計画予定処理区域」以外の地域については、単独処理浄化槽及び汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を一層促進するため、配管費用、単独処理浄化槽の撤去費用の補助を必要に応じて上乘せしている。

今後も引き続き補助制度の活用を周知するなど、合併処理浄化槽の普及を推進する。

【伊勢市浄化槽設置整備事業補助金（令和7年4月1日現在）】

（1）補助の対象地域

公共下水道供用済み区域及び大型浄化槽で共同処理をする区域以外の区域

（2）補助対象の合併処理浄化槽

法律で規定された構造基準に適合し、専用住宅及び併用住宅（延べ床面積の2分の1以上を住居の用に供する建物）に設置されるもの。

（3）補助金額

①公共下水道計画予定処理区域外に設置する場合

【新築家屋に設置する場合又は合併処理浄化槽から転換する場合】

	5人槽	7人槽	10～50人槽 ※1
補助金額	168,000円	207,000円	276,000円

【単独処理浄化槽から転換する場合】

	5人槽	7人槽	10～50人槽 ※1
設置に対する補助金額	332,000円	414,000円	548,000円
既存単独処理浄化槽の撤去に対する補助金額 ※2	90,000円		
配管工事に対する補助金額	300,000円（住宅の建て替えなし） 60,000円（住宅の建て替えあり）		

【汲み取り便槽から転換する場合】

	5人槽	7人槽	10～50人槽 ※1
設置に対する補助金額	332,000円	414,000円	548,000円
配管工事に対する補助金額	60,000円		

※1 11～50人槽は高度処理型浄化槽（窒素またはリン除去型）に限る。

※2 単独処理浄化槽の撤去に対する補助金を受けるには、既存の単独処理浄化槽を掘り起こして完全に撤去する必要がある。

②公共下水道計画予定処理区域内に設置する場合

【新築、転換に関わらず】

	5人槽	7人槽	10人槽
補助金額	110,000円	138,000円	182,000円

※ 地理的条件等により公共下水道の整備が困難な区域に設置するときは、①として取扱う。

5 共同污水处理施設の適正管理

住民組織が管理運営し、適正に管理されている団地等の共同污水处理施設の修繕費について、対象事業費の3分の1を上限に補助している。

また、現行制度の効果検証を行い、より効果的な維持管理を促進するため、必要に応じて補助制度の見直しを行う。

【伊勢市共同污水处理施設修繕工事補助金（令和7年4月1日現在）】

項目	内容
補助対象者	本市の住民で組織された団体
補助対象となる浄化槽	水質汚濁防止法に基づく指定地区特定施設である201人槽以上の住居用の浄化槽で設置後7年以上を経過し、適正に管理されているもの
補助対象事業	スクリーン、脱水機、沈砂槽、その他污水の前処理に必要な設備、消毒設備、その他污水处理設備、脱臭設備、換気、除じん等に必要な設備等
交付対象事業費の下限	30万円以上
補助限度額	300万円
補助割合	1/3

コラム ③ 合併処理浄化槽のこんなところがすごい！

単独処理浄化槽または汲み取り便槽から合併処理浄化槽に転換するメリットはたくさんあります。し尿以外の生活雑排水を処理せず流す単独処理浄化槽や汲み取り便槽は、環境に対して大きな負荷を与えることになるので、補助金等を活用し合併処理浄化槽への転換をお願いします。

- 1** 家庭から出る水の汚れを、単独処理浄化槽の**8分の1**に減らすことができる

単独処理浄化槽 合併処理浄化槽

2 水洗トイレで快適生活！

3 強化プラスチック性で、強度・耐久性もばっちり！

強化プラスチック

4 取り付け工事が簡単！すぐに設置できます

■合併処理浄化槽は災害にも強い！

- ・分散処理のため長い管渠は不要であり、地震等の災害への対応力が高い。
- ・過去の震災においても、合併処理浄化槽の破損率は低い。
- ・全損率が低いため、応急措置により個別に復旧しやすい。

出典：環境省

コラム ④ 浄化槽の維持管理

浄化槽は、し尿や生活雑排水をきれいにし、水環境の保全に大きな役割を果たしています。しかし、微生物の働きを利用しているため、適切な維持管理を行わないと機能が低下し、水質汚濁の原因となります。そのため、浄化槽管理者には、清掃、保守点検、法定検査の維持管理を行うことが法律で義務付けられています。大切な水環境を守るために、浄化槽の正しい維持管理を実施しましょう。



清掃



保守点検・法定検査

詳細はこちらから



(伊勢市ホームページ)

伊勢市 浄化槽維持管理

検索

イラスト：環境省

第5章 し尿・浄化槽汚泥の処理計画

1 現況

本市のし尿及び浄化槽汚泥は、全量を伊勢広域環境組合のし尿処理施設であるクリーンセンターで処理している。この施設は平成4年3月に竣工の高負荷脱窒素+高度処理（砂ろ過+活性炭吸着）による270kL/日（し尿：170kL/日、浄化槽汚泥：100kL/日）の施設である。

クリーンセンターで処理した後、し尿・浄化槽汚泥の最終処分については、その残渣を堆肥化または、セメント等の材料として再利用している。また、本市のし尿・浄化槽汚泥の収集・運搬については、伊勢市合理化事業計画に基づく処理区域ごとに許可業者が実施している。

【表 5-1-1 クリーンセンターにおけるし尿・浄化槽汚泥の処理状況（伊勢市分）】（単位：kL）

区分	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
し尿	7,072	6,308	5,817	5,331	5,125	4,860	4,620
浄化槽汚泥	32,640	31,367	31,431	30,916	30,078	29,363	27,298
合計	39,712	37,676	37,248	36,247	35,203	34,223	31,919

資料 伊勢広域環境組合（端数処理のため合計と内訳が合わない場合がある）

2 し尿・浄化槽汚泥の処理見込み

収集・運搬・最終処分については、現在の処理体制で実施するものとする。し尿・浄化槽汚泥の処理見込みは次のとおりとする。

【表 5-2-1 し尿・浄化槽汚泥の処理見込み】（単位：kL）

区分	令和5年度 （実績）	令和12年度 （見込み）	令和17年度 （見込み）
し尿	4,620	2,769	1,567
浄化槽汚泥	27,298	21,656	18,726
合計	31,919	24,425	20,293

（端数処理のため合計と内訳が合わない場合がある）

第6章 啓発等

1 住民に対する広報・啓発活動など

生活排水対策の必要性、浄化槽管理の重要性等について住民に周知を図るため、定期的な広報・啓発活動を実施する。特に、台所での対策等、家庭でできる対策について、イベント、地域ごとの集会や環境学習等を通じて普及啓発を図る。公共下水道については、供用開始後の早期接続の促進、浄化槽については、定期的な保守点検、清掃及び定期検査の徹底について、広報などを通じてその徹底に努める。

実施方法としては、行政が行うことはもとより、市民、事業所、行政などの協働による取り組みを推進する。また、市民主体で構成される伊勢市環境会議をはじめ、事業者などとも連携・協力し、自然環境や生活環境の保全・向上を目指すとともに、情報共有やネットワーク形成の場の構築を図る。

計画の策定や見直しには市民の意向を把握することが重要であるため、必要に応じて生活排水に関するアンケート調査を行う。

【実施事業】

①各種イベントなどでの啓発

環境フェアなど各種イベントでの啓発ブースの出展、川や海の水質検査、水生生物による水質調査、水辺の生き物調査、河川観察イベント、浄化センターの施設見学などを実施する。

②講習会の実施

家庭での発生源対策についての講習会、料理くずを出さないクッキング教室などを実施する。

③環境教育の推進

小学4年生を対象にした副読本の発行及び配布、小・中学校への出前講座、生物観察会など親子参加型体験を通じた啓発などを行う。

④生活排水に関するアンケート調査の実施

水質汚濁や生活排水対策への関心及び生活排水処理方法等について広くお聞きし、効果的な啓発を行う。

⑤環境調査及び結果の公表など一般的な啓発活動

環境基準点においては、国及び三重県が水質測定を実施しているところであるが、市においても測定し、河川の状態をよりきめ細かく把握し調査結果を公表する。

⑥その他の取組

宮川のきれいな水を勢田川へ導水する宮川導水事業や浚渫などを関係機関と連携し行う。

コラム ⑤ 勢田川環境マップブック

伊勢市では、令和7年度に「勢田川環境マップブック」を更新します。このマップブックは、勢田川のプロフィールや川に棲む生き物などを分かりやすく解説し、紹介するものです。



詳細はこちらから



(伊勢市ホームページ)

勢田川環境マップブック

検索

■用語集

参考資料：環境省、国土交通省 HP 等

【河川における環境基準】

水質汚濁に係る環境基準は生活環境に関する基準（pH、BOD、SS、D₀、大腸菌数）に基づき、河川の場合は6つの類型に分けられる。AAが最もきれいで、次いでA、B、C、D、Eの順となる。BODは75%値、大腸菌数は90%値、その他のpH、SS、D₀については、平均値により評価される。

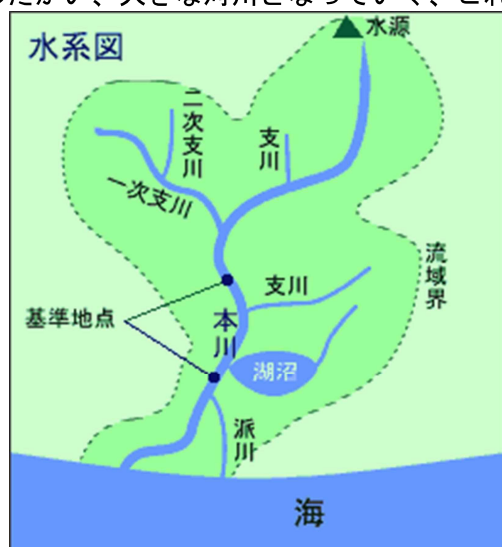
項目	利用目的の適応性	基準値				
		pH	BOD	SS	D ₀	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL以下
A	水道2級 水産1級 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL以下
C	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—

(注)

- 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の
水産生物用
水産2級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級 : コイ、フナ等、 β —中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級 : 特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

【水系】

水系とは、河川の上流部から小さな河川が合流し、合流を繰り返しながら徐々に海へ向かうにしがたい、大きな河川となっていく、これら一群の河川を合わせた単位。



【水系名】

同じ流域内にある本川、支川、派川およびこれらに関連する湖沼を総称して「水系」という。その名称は、本川名をとって宮川水系などという呼び方が用いられる。

【流域】

流域とは、雨や降雪がその河川に流入する全地域（範囲）のこと。集水区域と呼ばれることもある。

【本川】

本川とは、流量、長さ、流域の大きさなどが、もっとも重要と考えられる、あるいは最長の河川をいう。

【支川】

支川とは、本川に合流する河川をいう。また、本川の右岸側に合流する支川を「右支川」、左岸側に合流する支川を「左支川」と呼ぶ。さらに、本川に直接合流する支川を「一次支川」、一次支川に合流する支川を「二次支川」と、次数を増やして区別する場合もある。

【派川】

派川とは、本川から分かれて流れる河川をいう。

【pH（水素イオン濃度）】

pH とは、水溶液中の水素イオン濃度をあらわす数値。pH<7 の場合は酸性、pH=7 の場合は中性、pH>7 の場合はアルカリ性となる。

【BOD（生物化学的酸素要求量）】

BODとは、水中の汚濁物質を微生物が分解するときに消費される酸素の量で、値が大きいほど汚れていることを示す。

一般的に、溪流等の清水域に生息するイワナやヤマメなどは 2mg/L 以下、比較的汚濁に強いコイやフナなどでは 5mg/L 以下が必要とされている。

【SS（浮遊物質）】

SS とは、水中に浮遊または懸濁している直径 2mm 以下の不溶解性の粒子物質のことで、SS が多い場合は水の濁りや太陽光線の透過を妨げたり、魚類のえらを塞ぎ、窒息死させる危険がある。

【DO（溶存酸素量）】

DO とは、水中に溶け込んでいる酸素の量で、河川等の自浄作用や水生生物にとっては不可欠なものである。一般的に、魚介類が生存するためには 3mg/L 以上、好気性微生物が活発に活動するためには 2mg/L 以上が必要といわれており、それ以下では悪臭が発生するといわれている。

【大腸菌数】

大腸菌数は、よりの確に水中のし尿汚染を捉えることができる指標として、大腸菌群数に代わって令和 4 年度から使われている。大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位（ColonyFormingUnit））/100mL で表し、大腸菌数を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

【汚濁負荷量】

水環境に流入する陸域から排出される有機物や窒素、リン等の汚濁物質量をいい、総量規制や排水処理設備の設計の際に用いられる。一般的には、汚濁物質の時間あるいは日排出量で表わし、「汚濁負荷量＝汚濁濃度×排水量」で計算する。工場や事業場などからの排水や排ガスについては、濃度による規制が多いが、たとえ濃度が小さくても、排出量が大きければ環境に与える影響は大きくなるため、通常環境への影響を推定する場合は汚濁負荷量を用いる。